

# 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達

## (現 状)

### (DNA鑑定)

- 旧ソ連地域等から送還した遺骨につき、死亡者名簿等から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。

### (遺骨等の伝達)

- 遺族が居住する都道府県から伝達。

## (事務連絡)

### (DNA鑑定)

- 平成20年度に収集した遺骨について、関係遺族へのDNA鑑定の案内を平成21年度内に送付予定。

### (遺骨等の伝達)

- 都道府県職員による遺骨等の受領については、予算措置を行っているが、厚労省職員による捧持も弾力的に対応。